

芦屋市立あしや市民活動センターの指定管理者を指定しました

芦屋市立あしや市民活動センター指定管理者選定・評価委員会で審議の結果、芦屋市立あしや市民活動センターの指定管理者の候補者が選定され、芦屋市議会に議案を提出し、芦屋市立あしや市民活動センターの指定管理者が指定されました。

1 公募した施設

名 称 芦屋市立あしや市民活動センター
所在地 芦屋市公光町5番8号

2 指定管理者

名 称 特定非営利法人あしやNPOセンター
所在地 芦屋市親王塚町2番1号
代表者 理事長 石本 章宏

3 指定管理者指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者選定の経過

(1) 募集

ア 周知方法 「広報あしや」8月1日号及び芦屋市ホームページ等
イ 募集要項配布期間 令和6年8月1日から令和6年9月13日まで
ウ 現地説明会 令和6年8月19日
エ 申請受付期間 令和6年8月1日から令和6年9月13日まで
オ 申請法人等 1団体

(2) 指定管理者選定・評価委員会の開催

ア 第1回（令和6年7月12日）
募集要項及び業務仕様について説明、選定基準及び審査要領について協議及び決定
イ 第2回（令和6年10月3日）
書類審査（第一次審査）、面接審査の実施方法について協議及び決定
ウ 第3回（令和6年11月1日）
書類審査及び面接審査（第二次審査）並びに候補者の選定

(3) 選定方法

芦屋市立あしや市民活動センター指定管理者の候補者選定基準に基づき、法人等から提出された事業計画書等の書類審査及び面接審査を行い選定した。

ア 第一次選定

施設の安全対策等、公の施設の管理者としての最低条件として、提出された申請書類により選考し、次の条件のいずれかに該当する法人等は除外とした。

(ア) 提案した額が予定価格を超える法人等

(イ) 経営状態について懸念のある法人等

(ウ) 管理運営について懸念のある法人等

イ 第二次選定

第一次選定を通過した法人等を対象に面接による審査を行い、その後、芦屋市立あしや市民活動センター指定管理者選定基準に基づいて採点し、指定管理者の候補者を選定した。

(4) 審査結果（１，０００点満点）

特定非営利法人あしやNPOセンター ７５１点

5 指定管理者指定の経過

令和６年１１月２９日 芦屋市立あしや市民活動センター施設指定管理者の指定について議案提出

令和６年１２月４日 総務常任委員会において審議

令和６年１２月２０日 芦屋市議会本会議で可決

令和６年１２月２０日 指定管理者指定の告示（芦屋市告示第３３０号）

6 問合せ

企画部市民参画・協働推進課 〒659-8501 芦屋市精道町 7-6

TEL：0797-38-2007（直通） FAX：0797-38-2004